

生徒並びに保護者の皆さま

県立芦屋国際中等教育学校長

熱中症対策及び生徒のマスク着用の取扱いについて

県教育委員会から、別添のとおり令和4年6月10日付で「学校生活における熱中症対策及び児童生徒等のマスクの着用との取扱いについて」の通知がありました。

ついで、本通知に従い、熱中症が命に関わる重大な問題として認識した上で、本校として別紙「熱中症対策」のとおり対策を講じるとともに、下記によりマスク着用の取扱いについて対応します。

コロナ禍における生徒の体力低下の影響がある中、気温や湿度が上がり始める時期は体の熱さに対する慣れが不十分である等、現下の状況をお考え合わせの上、御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

○ マスク着用の取扱いについて

- ①体育の授業、②運動部活動の活動中、③登下校時等、特に熱中症のリスクが高いことが想定される場面では、生徒に対してマスクを外すよう指導します。
- さまざまな理由からマスク着用を希望する生徒に対しても、熱中症が命に関わることを丁寧に説明の上、マスクを外すよう指導します。
- マスクを外す指導をした上で、①身体的距離の確保、②近距離での会話を控える、③換気の徹底等、必要な対応をとります。

県の教育委員会から、お知らせがありました。コロナが広がっている中で、生徒の体力が低くなっています。これから暑くなります。マスクを着けたままだと熱中症になるかもしれません。だから、マスクをするかしないかのルールを決めました。

(1) マスクをしません。

①体育の授業

②部活のとき（テニス部・サッカー部・ソフトボール部・カヌー部・バドミントン部

バスケットボール部・剣道部・陸上部）

③登校（学校に来るとき）や下校（家に帰るとき）のとき

(2) マスクをしていても、先生に「外しなさい」「外してもいいよ」と言われたときは、マスクを外します。

(3) マスクを外した後は、①～③を守ります。

①人と人との間を広くします。

②近くで話しません。

③窓やドアをあけます



(電子メール施行)
教体第1243号
令和4年6月10日

各県立学校長 様

体育保健課長

学校生活における熱中症対策及び児童生徒等の
マスクの着用の取扱いについて（再徹底）

このことについて、6月6日付け事務連絡において徹底をお願いしているところですが、今月に入り、熱中症により本県を含め全国的に児童生徒等が救急搬送される事案が複数件確認されています。このことを受け、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、熱中症対策やマスク着用の考え方等について、別添写しのとおり再周知の依頼がありました。

熱中症については、命に関わる重大な問題であります。コロナ禍において、児童生徒等の体力低下の影響がある中、気温や湿度が上がり始める時期は発汗機能等の暑熱順化（体の暑さに対する慣れ）が不十分であるといった通常とは異なる対応に配慮する必要があります。

ついては、以下の点をあらためて確認のうえ、適切に対応いただくようお願いします。

- ①熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、児童生徒に対して危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること
- ②体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時等、特に熱中症のリスクが高いことが想定される場面では、熱中症対策を優先し、水分や塩分の適切な補給や、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること
- ③その上で、身体的距離の確保、近距離での会話を控える、換気の徹底等の対策に加え、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ること

※様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても、熱中症対策を適切に講じるよう、配慮願います。

【別添】

- 夏季における児童生徒のマスクの着用について（写し）

（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課/令和4年6月10日付け事務連絡）